

2023年3月吉日

お客様 各位

桜井ガス株式会社

## 「一般ガス供給約款」の変更について

平素は桜井ガスをご利用いただきまして誠に有難うございます。

ガス供給約款の変更につきましては、すべてのお客様に書面交付する規定となっており、下記の通り供給約款を変更することと致しましたのでご案内申し上げます。

### 記

「約款 V料金等 22. 料金の算定及び申し受け」に「供給停止の解除の手数料」を追記致します。

#### 《追記項目》

##### (13)供給停止の解除手数料

①当社は、36の規定にもとづく供給停止の解除に先立って、供給停止の解除手数料をお支払いいただく場合がございます。この場合、ご使用者に適用される個別要綱にその旨を記載致します。

②当該手数料は、供給停止解除1回につき次に定める金額をお支払いいただきます。 3,000円（消費税相当額を含みます）

#### 《ご説明》

ガス料金のお支払い期限が経過した場合には、期日を定めてお支払いをお願いしておりますが、お支払いがない場合は、ご通知後、ガスの供給を停止させていただいております。この場合、未納ガス料金をお支払の上、ガス供給を再開する際は本年4月1日より手数料をいただくことと致しました。尚、変更後の供給約款は弊社窓口および弊社ホームページに掲載致します。

今後も一層のサービス充実に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

桜井ガス株式会社

T E L 0744-42-2991

F A X 0744-45-5804